省　令

○財務省令第八十九号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の十五第一項第二号への規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の十九第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　法第六十七条の十五第一項第二号ヘに規定する財務省令で定める法人は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第二百二十一条の二第一項各号に掲げる要件の全てを満たす法人（計算規則第五十八条の規定により当該事業年度に係る同条の注記表に表示された計算規則第六十六条の四第二号に掲げる割合が百分の五十を超えるものに限る。）とする。

第二十三条の五の三第一項中「（平成十二年総理府令第百二十九号）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

○農林水産省令第六十五号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第七条の二の規定に基づき、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

農林水産大臣　西川　公也

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「当該地方農政局の長」の下に「。第四条第一項第二号において同じ。」を加える。

第四条第一項第二号に次のただし書を加える。

ただし、当該用途限定米穀の販売先を通じて確実に当該事業者に販売されると認められる場合に限り、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けてその承認を受けたところに従って販売することができる。

第四条第一項第三号中「において」を「は、書面により行い、当該契約書には」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年二月一日から施行する。

○農林水産省令第六十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

農林水産大臣　西川　公也

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成二十二年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第五条中「東京都知事」の下に「、愛知県知事」を加える。

附則第二条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

別表中「、美山町、元八王子町」を削り、「日の出町」の下に「、愛知県犬山市五郎丸（名古屋鉄道小牧線以西の地域に限る。）、羽黒（名古屋鉄道小牧線以西で県道百九十四号線以北の地域に限る。）、羽黒稲葉西、羽黒稲葉東、羽黒摺墨、羽黒堂前及び羽黒余町」を、「桜ケ丘町」の下に「、新青葉丘町」を、「鴻池」の下に「、御願塚（西日本旅客鉄道山陽新幹線以北の地域に限る。）」を、「昆陽北」の下に「、昆陽東」を、「下河原」の下に「、鈴原町」を、「瑞ケ丘」の下に「、美鈴町」を、「緑ケ丘」の下に「、南鈴原」を、「今里町」の下に「、小林（阪急電鉄今津線以東の地域に限る。）」を、「亀井町」の下に「、川面（中国縦貫自動車道以南で一後川以東の地域に限る。）」を加え、「御所の前町」を「光明町、御所の前町、御殿山（中国縦貫自動車道以南の地域に限る。）」に改め、「平井山荘」の下に「、福井町」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年十二月二十八日から施行する。

○国土交通省令第八十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条及び自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第十一条の規定に基づき、道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「一月前」の下に「（離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、二月前）」を加える。

（自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第二条　自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「一月」の下に「（離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、二月）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。